政　令

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）の一部の施行に伴い、及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三十八条中「附則第六十条第一項」を「附則第六十二条第一項」に改める。

附則第三十九条中「附則第六十二条」を「附則第六十四条」に改める。

附則に次の一条を加える。

（令和三年度から令和六年度までの各年度における特別区財政調整交付金の特例）

第四十条　法附則第七十五条の規定により地方自治法第二百八十二条第二項の規定を読み替えて適用する場合における地方自治法施行令第二百十条の十の規定の適用については、令和三年度から令和六年度までの間、同条中「係る額」とあるのは、「係る額と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補塡特別交付金の額」とする。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、附則第三十八条及び第三十九条の改正規定は、同年一月一日から施行する。

総務大臣　高市　早苗

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○法務省令第三十七号

会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十七条の規定に基づき、会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月十五日

法務大臣　三好　雅子

会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令

（会社法施行規則の一部改正）

第一条　会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定及び二重傍線を付した見出しを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一編　［略］	第一編　［同上］
第二編　株式会社	第二編　株式会社
［第一章～第四章　略］	［第一章～第四章　同上］
第五章　計算等	第五章　計算等
第一節　［略］	第一節　［同上］
第二節　事業報告	第二節　事業報告
［第一款～第三款　略］	［第一款～第三款　同上］
第四款　事業報告等の株主への提供（第百三十三条・第百三十三条の二）	第四款　事業報告等の株主への提供（第百三十三条）
［第六章～第八章　略］	［第六章～第八章　同上］
［第三編～第七編　略］	［第三編～第七編　同上］
附則	附則
（事業報告等の提供）	［見出しを加える。］
第百三十三条　［略］	**第百三十三条**　［同上］
（事業報告等の提供の特則）	［条を加える。］
第百三十三条の二　前条第三項の規定にかかわらず、株式会社の取締役が定時株主総会の招集の手続を行う場合において、提供事業報告（同条第一項に規定する提供事業報告をいう。以下この条において同じ。）に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）に係る情報を、定時株主総会に係る招集通知（法第二百九十九条第二項又は第三項の規定による通知をいう。以下この条において同じ。）を発出する時から定時株主総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（第二百二十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。）をとるときにおける前条第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法に	